JETRO

包括的模倣品対策強化法案(上院版 PRO-IP 法案)、上院司法委員会を通過

2008年9月12日 JETRO NY 中槇、横田

上院司法委員会(委員長Leahy議員(民、バーモント))は 11 日、先に議会に上程されていた包括的な模倣品・海賊版対策法案「Enforcement of Intellectual Property Rights Act of 2008」(S3325) ¹に関するマークアップ(逐条審査)を行い、一定の修正の後、投票が行われ、14 対 4 で上院本会議への上程を承認した。

同法案は、Leahy司法委員長、Specter司法委ランキング委員(共、ペンシルバニア)をはじめ、両党所属の上院議員により、本年7月に共同提案されていた超党派法案 2 。マークアップでは、Grassley議員(共、アイオワ)による2本の修正案 3 及びLeahy司法委員長によるManager's Amendment(法案提出者による修正案)が提出され、全会一致で採用が決定された。

Leahy 委員長は、冒頭発言において、本法案は超党派の法案であり、また、米国商工会議所や全米製造業者協会(NAM)など数多くの業界団体から支持を受けていることを強調。その後、審議は速やかに進行し、審議及びそれに続く投票にかかった時間は合わせて 10 分間程度と迅速に承認された。

Manager's Amendment⁴により、多くは表現上の変更がされたが、特筆すべき修正点としては、①PRO-IP法案に規定がなく、本法案で新たに明文化されていた海賊版の積替行為(transshipment)の禁止規定の削除⁵、②米国会計検査院(GAO)による、米国産業界/経済全体に与える模倣品の影響を定量化することにより、連邦政府が如何に知財を一層適切に保護できるかを判断するための研究の実施と議会への報告(法案 601 条)が挙げられる。なお、法案の最後にSense of Congress(議会決議案の一種)⁶として、米国における知財の重要性及び模倣品・海賊版被害の深刻さを確認的に述べるとともに、司法省は効果的なエンフォースメントの実施を最優先し、商業的優位性のための意図的な知

¹ 法案の概要等は、<u>080725【米国IP情報】上院に包括的模倣品対策強化法案(上院版PRO-IP 法案)が上程</u> される 参照

² 共同提案者: Evan Bayh(D-IN), George Voinovich(R-OH), Dianne Feinstein(D-CA), Jon Cornyn(R-TX), Sheldon Whitehouse(D-RI), Benjamin L. Cardin(D-MD), Orrin G. Hatch(R-UT)。但し、Cardin 議員はマークアップ前日の10日に共同提案者に、Hatch 議員は11日のマークアップの場において共同提案者に名を連ねることを表明し、承認された。

³ 同議員の修正案は、諮問委員会 (Advisory Committee) 構成メンバーへの農務省 (Department of Agriculture) の追加 (法案 401 条)、及び NIPLECC の廃止を知的財産執行調整官の設置後とすることを明示すること(法案 405 条) の 2 本。なお、同議員は 4 本の修正案を用意していたが 2 本のみ提出された。

⁴修正内容は、こちらを参照

⁵ 法案 206条。模倣品(商標権侵害品)の積替行為の禁止は、原案どおり規定されたまま。

⁶「Sense of the Congress」に法的拘束力はないが、重要案件に関し議会としての意見を表明するもの。法案に付記されることが多い。

JETRO

財侵害や外国法人等が関与する知財侵害等の案件を優先的に扱うべきであることを示唆している(法案 602 条)。

既報のとおり⁷、同法案に対する産業界の支持は高く、今般の上院司法委通過後も、ただちに米国商工会議所やNAM、全米映画協会(MPAA)、コピーライトアライアンス等が相次いで歓迎の意を表す声明を発表している⁸。

議会において、大統領選挙のために議会が実質散会となる今月末までに審議待ちの法 案を通過させようとする動きが活発化する中、同法案の動向も注目を浴びているところで あるが、現時点で本会議開催の時期は未定である。

(了)

⁷ 脚注 1 参照

 $^{^8}$ 各団体の声明は、次を参照 <u>米国商工会議所、全米製造業者協会(NAM)、全米映画協会(MPAA)、コピーライトアライアンス</u>